

英国 VAT 規則 の変更点

英国の欧州連合(EU)離脱に伴い、英国政府は輸出入者
に対して VAT 規則に重要な変更を致しました。



135 ポンド未満の 輸入に課される VAT

英国(イングランド、スコットランド、ウェールズ)を向けの合計価額が 135 ポンド以下(運送料金、保険料金、税金やその他料金を除く)の物品に対する輸入 VAT は、販売時に売主により徴収される Supply VAT へ移行となります。この税金は売主による通常の VAT 還付の対象となります。輸入時に輸入 VAT が徴収されることはありません。

135 ポンドの上限額は、貨物に含まれる個別の物品の金額ではなく、輸入される貨物の合計額に適用されるものです。

英国外の売主が 135 ポンド以下の物品を直接英国の消費者(VAT 登録事業者ではない個人)に送付する場合、英国 VAT 登録番号を取得する必要があります。英国 VAT 番号を登録するには、まず UK Government Gateway アカウントを登録する必要があります。ご登録に必要なのは E メールアドレスのみです。

英国 VAT 登録事業者に向けてのみ販売する場合は、英国 VAT 登録番号を取得する必要はありません。

その場合、買主の英国 VAT 番号を商業インボイスに記載する必要があります。その際、「reverse charge: customer to account for VAT to HMRC」と記入してください。

提供された VAT 番号が有効かどうかは、[こちらのリンク](#)からご確認いただけます。

北アイルランド(NI)を仕向地とする 135 ポンド未満の貨物については、その他の英国(イングランド、スコットランド、ウェールズ)への貨物と同じ手続きが適用されます。相違点は、Supply VAT ではなく、依然として輸入 VAT が課税される点で、英国外の売主は販売時に徴収する義務を負います。NI の買主が VAT 登録事業者である場合は、NI の買主の VAT 番号を商業インボイスに記載する必要があります。その際、「reverse charge: customer to account for VAT to HMRC」と記入してください。

販売がオンラインショッピングで行われる場合、VAT を徴収する義務はオンラインショッピング事業者が負います。

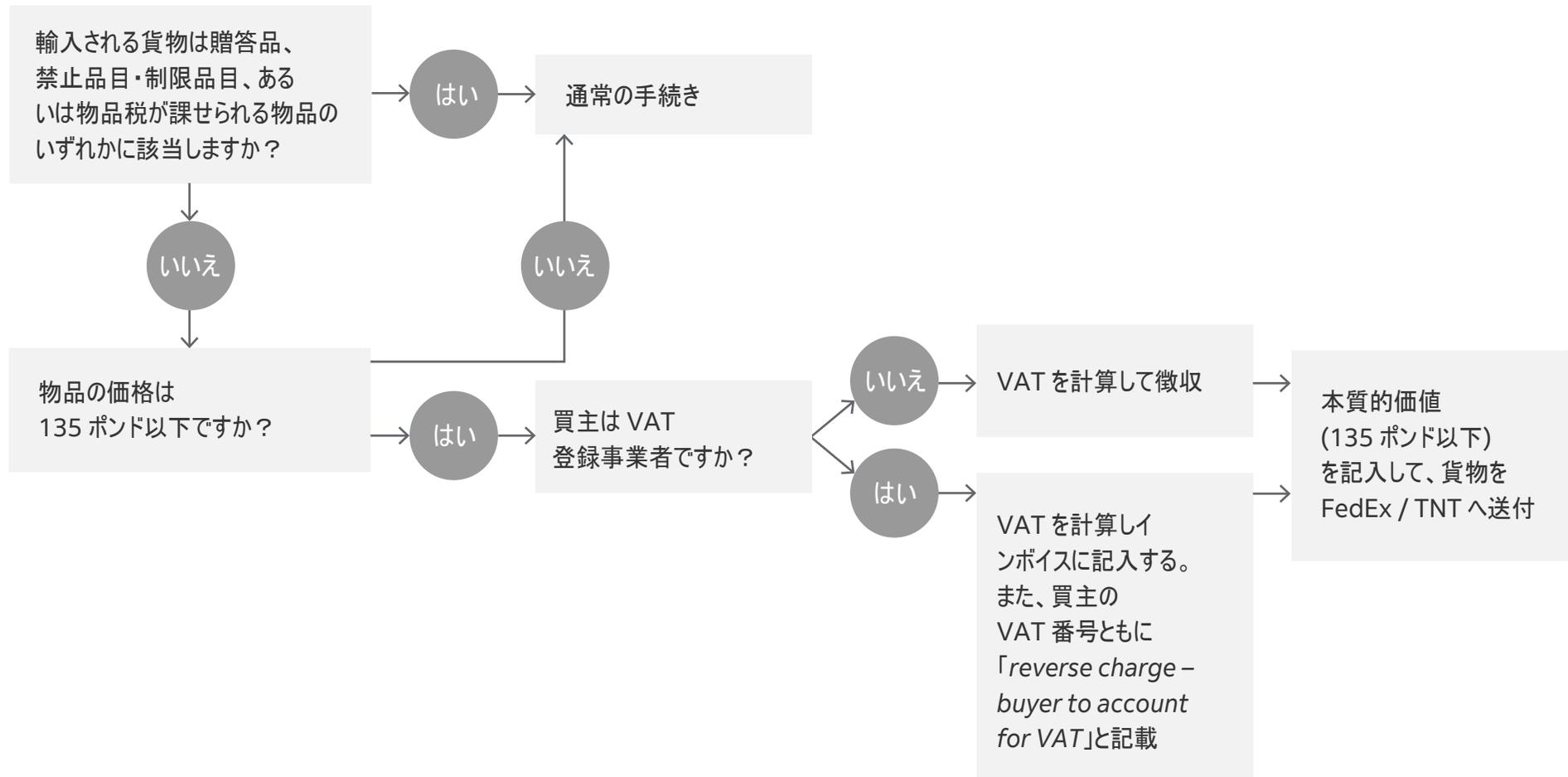
正確な税率で VAT を徴収するには、販売する物品の詳しい内容と適用される英国 VAT 税率を知っておく必要があります。

VAT 処理を正しく行うため、販売する物品の記録をつけるとともに情報が整っていることをご確認ください。

例外的に本規則が適用されないケースでは、通常の輸入 VAT が適用されます：

- 物品税が課せられる物品
- 消費者間取引(例：贈答品)
- 輸入 VAT 会計規則が適用される Jersey および Guernsey からの貨物

英国を仕向地とする価格が 135 ポンド未満の物品



VAT 延納制度 (Postponed VAT Accounting)

VAT 延納制度(PVA)とは、すべての英国 VAT 登録事業者に向けて英国大蔵省が導入した制度で、販売価格が 135 ポンドを超える物品の輸入に適用されます。延納制度の適用で英国の VAT 登録をしている輸入業者は通常の VAT 還付手続きで輸入 VAT を管理することができます。

VAT 延納制度を利用することで次のような様々な利点があります：

- 中断なくキャッシュフローを維持；
- 管理上の煩わしさの軽減；
- 輸入時の遅延の防止。

お客様から特別な指示が無い限り、当社は英国歳入関税庁 (HMRC) の最新のガイドラインに従い、すべての UK VAT 登録事業者様に対し PVA をご利用されることを前提として対応いたします。

PVA のご利用を希望しない場合は、必ず FedEx お問い合わせ先 pvaupdates@fedex.com まで E メールにて直接ご連絡ください。また、E メールには会社名、住所、VAT/事業者登録・識別(EORI) 番号を記載していただきますようお願いいたします。

PVA に関する詳しい情報は、[こちら](#)をご覧ください。

輸入 VAT を構成する VAT 還付を完了する

- 毎月の明細書を表示し、PDF 形式でダウンロードするには、Customs Declarations System (CDS) に登録する必要があります。サービスへの登録は、[こちら](#)をクリックしてください。
- CDS に登録するには、次のものがが必要です：
 - Government Gateway のユーザー名とパスワード；
 - 英国識別(EORI)番号
 - 固有納税者番号(UTR)；
 - 国民保険番号 (個人や個人事業主の場合)；
 - 創業年月日
- 英国政府データベースに登録されているものと 同じ住所を使用してください。
- 最初の PVA 明細書は2月初旬に入手することができ、1月に延納処理を行った輸入 VAT が記載されます。
- 物品の輸入を行う VAT グループを構成する各事業者には固有の識別 (EORI)番号が付与されるため、明細書にアクセスするには、それぞれ CDS に登録する必要があります。グループを代表する事業者が明細書を照合し、VAT 還付を完了してください。
- NETP (non-established taxable persons) は、CDS への登録時に、固有納税者番号(UTR)は必要ありません。
- 税関申告時に PVA が選択されていない場合でも、C79 輸入証明書は発行されます。



低価額物品免税 (Low Value Consignment Relief)

15 ポンド未満の物品には VAT を課税対象としない低価額物品免税 (Low Value Consignment Relief)措置はなくなりました。
これにより、世界中のどの国からであっても英国に輸入される貨物には、VAT が課税されることとなります。

